

社会福祉法人偕俸社 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人偕俸社（以下「当法人」という）定款第八条及び第二一条の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という）への出席に係る職務執行の対価として報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の当日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け職務を執行する場合、別表第2のとおり費用を弁償する。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

3 交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1 (役員等の報酬の額)

役職名	報酬の額	
評議員	会議等への出席(日額)	5,000円
常勤役員	該当者なし(職員としての給与が支給される者を除く。)	
非常勤役員	会議等への出席(日額)	5,000円
監事	会議等への出席(日額)	5,000円
	監事監査への出席(日額)	25,000円

別表第2 (費用)

事項	費用弁償額		
会議等への出席 (公共交通機関を利用)	実費		
会議等への出席 (公共交通機関の利用なし)	自宅からの距離(往復)		
	50 km未満	50 km以上 100 km未満	100 km以上
	1,000円	3,000円	6,000円
県外出張	旅費	宿泊費(日額)	日当(日額)
	実費	16,000円	5,000円
上記のほか、職務執行に必要な経費(研修会出席者負担金、資料代等)	職務執行に必要な額		